別表七（一）付表二　記載要領

1　この表は、法人が令第112条第5項第1号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

2　「関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細」の各欄は、関連法人（令第112条第7項に規定する関連法人をいう。以下この記載要領において同じ。）を被合併法人とする同項に規定する合併等前二年以内適格合併が法第57条第3項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する共同で事業を営むための合併として政令で定める適格合併に該当する場合には、当該関連法人（同条第2項の規定により当該関連法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた金額がある場合には、当該みなされた欠損金額に係る他の関連法人を含む。）については、記載しないこと。

別表七（一）付表二　合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

対象法人の別	被合併法人等　（名称：　　）・当該法人		
適格組織再編成等の別	合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・

支配関係事業年度以後の事業年度の特定資産譲渡等損失額の計算

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額（別表七(一)付表一「9」）	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額（別表七(一)付表一「10」）	各関連法人における損金算入額等の合計額（各関連法人の(7)の合計額）	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の合計額（各関連法人の(14)の合計額）	特定資産譲渡等損失額 (1)－(2)＋(4)
	1	2	3	4	5
・　・	円	円	円	円	円
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
計					

関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額の計算の明細

関連法人の名称		支配関係発生日	・　・
合併等前二年以内適格合併等の別	適格合併　・　残余財産の確定	合併等前二年以内適格合併等の日	・　・
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人の別	他の関連法人　（名称：　　）・被合併法人等・当該法人		

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	関連法人対象事業年度の欠損金発生額（関連法人対象事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」）	当該関連法人における損金算入額等	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：譲渡等特定事由による損失の額の合計額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算：特定資産譲渡等損失額 (8)－(9)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（((6)と(10)のうち少ない金額)又は(19)）	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算：控除済金額（他の関連法人の(13)の合計額）	特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額の計算：特定資産譲渡等損失相当額から控除する金額（((3)－(12))と(11)のうち少ない金額）	特定資産譲渡等損失相当欠損金額 (11)－(13)
		6	7	8	9	10	11	12	13	14
・　・	・　・	内　円	円	円	円	円	円	円	円	円
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
・　・	・　・	内								
計										

関連法人の特定資産譲渡等損失相当額の特例計算

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	関連法人対象事業年度	簿価純資産超過額がある場合：関連法人対象事業年度の欠損金発生額 (6)	特定資産譲渡等損失額 (10)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(15)と(16)のうち少ない金額）	(17)のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額（(21)の金額を(17)の古いものから順次振当）	特例計算による関連法人の特定資産譲渡等損失相当額（(20)に金額の記載がある場合にあっては0、(21)に金額の記載がある場合にあっては(18)）
		15	16	17	18	19
・　・	・　・	内　円	円	円	円	円
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
・　・	・　・	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

時価純資産超過額（((27の①)－(33の①))－((27の②)－(33の②))）	20	円	簿価純資産超過額（((27の②)－(33の②))－((27の①)－(33の①))）	21	円

資産 名称等		時価 ①	帳簿価額 ②	負債 名称等		時価 ①	帳簿価額 ②
	22	円	円		28	円	円
	23				29		
	24				30		
	25				31		
	26				32		
計	27			計	33		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）